

不遜の態度を示して暇々打されたる爲他の運轉手に之れを告げたところ日頃營業主の態度に不満を有し居りたる爲その反省を見る迄營業々すべしとて翌十六日より就業せざるに因る。

十一 経過並解決状況

營業主は突然の罷業に驚き二十日迄臨時休業を發表し運轉手を募集せり、然るにこの紛議の擴大を憂慮したる嘉穂自動車營業組合長は極力之が和解に努めたる結果遂に従業員側は其の非を謝罪し一方營業主にありても反省することとなり十六日午後一時解決したのである。

發第一四二號

昭和十一年八月十一日

福岡出張所長 清原 進

八幡伸鐵株式會社枝光工場紛議狀況別紙の通御送付申上候